

東白川村への新規就農について(支援制度の紹介)



東白川村は岐阜県の東部に位置する人口3千人弱の小さな農村です。
 農業では、夏秋トマトやお茶などの農産物の栽培のほか、畜産や林業が盛んに行われています。
 東白川村では、農業の活性化を目的として、村外からの新規就農者を積極的に受け入れています。

東白川村の新規就農支援体制(トマト)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
就農までのプラン	就農研修						就農準備期間			就農			
★新規就農研修補助金	研修手当:6万円/月												
★新規就農研修者家賃補助金	家賃補助:家賃の半額補助						(家賃半額補助)						
支援制度	★新規就農者定住促進事業奨励補助金:60万円						※「認定新規就農者」の認定が必要 ※青年就農給付金との重複受給はできません。						
	★定住促進制度(住宅の新築、中古住宅の購入、住宅の改修に対する補助) ・IUターン奨励助成金(30～50万円) ・水道加入分担金の全額還付 ・ケーブルテレビ加入金の全額還付 ・浄化槽設置に対する上乗せ補助(50万円) ・村営住宅家賃助成金(1万円～/月)												
	★農地流動化奨励事業(農地の賃貸借に対する補助金) 農地の借り手に対し、10アール当たり15,000円/年の奨励金を交付します。												



- 新規就農希望者は、あすなる塾長のもとで就農研修を受けて頂きます。(6ヶ月～1年間)
- 研修期間中は、1ヵ月当たり6万円の研修手当の補助制度があります。
- 研修期間中は、賃貸住宅に入居した場合、家賃の半額助成が受けられます。又、引き続き就農を目指す場合には、家賃の半額助成が3月まで延長されます。(住宅の空き情報は役場へお問い合わせ下さい。)
- 東白川村と隣の白川町のトマト生産農家の団体「美濃白川夏秋トマト部会」が、あすなる塾長と一緒に就農までの取り組みを全面的にバックアップします。又、部会で空き資材を管理していますので、必要な資材を借りることができます。

【問合せ先: 〒509-1392岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 東白川村役場 産業振興課 農務係 TEL0574-78-3111 FAX0574-78-3099】